

青森地区における
指定ごみ袋制度の導入に伴う
指定ごみ袋製造事業者の募集について

平成27年6月10日

青森市環境部清掃管理課

1. 指定ごみ袋制度の概要

①導入の目的：ごみ出しルールを記載するとともに、町会名記入欄を設けたごみ袋を指定することで、ごみ出しマナーの向上と分別の促進により、ごみの減量化を図るもの

②対象とするごみ：青森地区の家庭系可燃ごみ

※浪岡地区は黒石地区清掃施設組合の指定ごみ袋で排出（変更なし）

③導入スケジュール：

○平成 27 年 10 月頃から店頭での販売を開始予定

○平成 27 年 11 月 1 日から指定ごみ袋での排出を可能とする

○平成 28 年 3 月 31 日までの移行期間を設け、これまでの青色半透明のごみ袋での排出も可能とする

○完全移行は平成 28 年 4 月 1 日を予定

④指定ごみ袋の規格等（規格等の詳細については別添の要綱を参照）

○色：黄色半透明

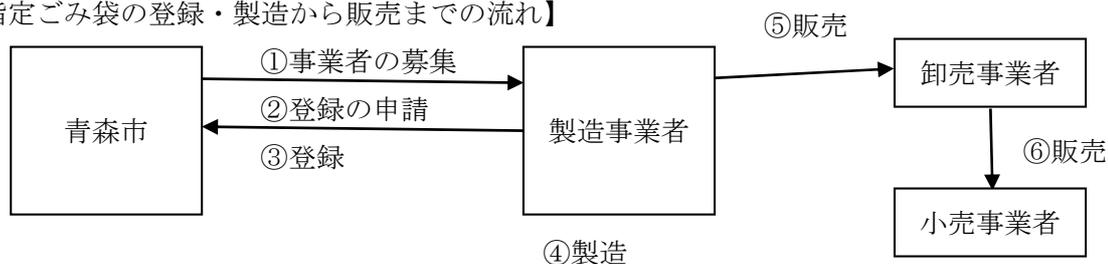
○容量：45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓ

○形状：平袋または U 型袋

○素材：高密度ポリエチレンまたは低密度ポリエチレン

2. 指定ごみ袋製造事業者の登録について

【指定ごみ袋の登録・製造から販売までの流れ】



①事業者の募集：平成 27 年 6 月 1 日から募集開始（要綱公表）

②登録の申請：申請書及び必要書類を添えて市へ申請（申請書及び必要書類は要綱を参照）

③登録：②の申請後、審査をして市から登録証を交付

④製造：製造する指定ごみ袋及び外装袋の見本を市に提出し、事前に確認を受ける。

※出荷前にも、商品見本（外装袋を含む）を種類ごとに各 1 セット、市へ提出する。

⑤⑥販売：製造事業者→卸売事業者→小売事業者のルートで流通を行う。

※卸売事業者及び小売事業者の市への登録は不要です。

3. 製造登録の条件

- ①登録証の交付後、市が規定する規格に沿った指定ごみ袋を製造すること
※製造前に指定ごみ袋及び外装袋の見本を市に提出し、事前に確認を受ける。
- ②出荷前に商品見本（外装袋を含む）を種類ごとに1セット市へ提出すること
- ③万が一、製造販売において製品等に問題が起こった場合は迅速に処理し、他の製造事業者にも関わる規格等の問題の場合は市に報告または協議し、市の指示に従うこと
- ④登録証を他人に貸与、譲渡又は販売してはならない。
- ⑤指定ごみ袋の販売数量を届出書により、定められた期限ごとに市へ提出すること
（販売数量が0枚であっても提出すること）
※届出書の様式は要綱を参照
- ⑥随時、市からの求めがあれば、製造した製品を提出すること
- ⑦公共性の高い商品であることに十分留意し、不適正な取引方法に該当する行為などを禁止している独占禁止法等、関係法令を遵守すること
- ⑧外装袋の表示項目など、家庭用品質表示法や資源有効利用促進法に基づくプラマークの表示など関係法令を遵守すること
- ⑨指定ごみ袋の製造等に関し良好な品質管理に努めるとともに、品不足等が生じないよう、円滑な流通及び販売に努めること
- ⑩指定ごみ袋の普及及び市民の購入の利便を図るため、可能な限り多数の販売店の確保に努めること
- ⑪指定ごみ袋の製造に伴う資材の調達及び製造した指定ごみ袋の流通及び販売にあつては、可能な限り市内業者を活用するよう配慮すること
- ⑫「青森市指定ごみ袋に関する要綱」に定められている事項を遵守すること